

平成20年5月20日

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長 恒成 茂行

委員 弟子丸 元紀

〃 一門 恵子

〃 国宗 直子

〃 三淵 浩

「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、おおむね3ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり関係機関会議に報告し、公表してきたが、平成19年5月10日の運用開始から1年が経過するにあたり、当部会として、平成20年3月末日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

運用開始から本年3月末日までに「ゆりかご」には17件の利用があり、利用にあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

(1) 違法性の検討について

運用開始から本年3月末日までの「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の明らかな違法性は認められなかった。

なお、子どもの権利を侵害していないかについては、引き続き個別の運用状況の中・長期的に検討する必要がある。

(2) 許可時の留意事項の遵守状況について

(ア) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保については、設備及び運用の両面で様々な改善を加えながら真摯に取り組まれており、これまでに大きな問題の発生は確認されていない。

<専門部会からの指摘事項>

- ・「ゆりかご」のインファントウォーマーが囲まれている転落防止用の柵を高めること。
- ・新生児相談室（「ゆりかご」設置の部屋）の室内のテレビカメラの録画作動開始にタイムラグが無いように留意すること。
- ・「ゆりかご」利用の個別事例毎に関係資料の保存を徹底し、長期に亘って適正に管理すること。

以上の指摘事項については、適正な改善が図られ実施されている。

(イ) 相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援に導くことができるよう、病院としても相談業務に尽力される中で、遠隔地からの出産直前の相談に対し民間相談員の協力を得て無事に病院での出産に結び付けたケースや、公的相談機関との連携で無事に保護したケースなど、具体的な支援に結び付いた事例が認められた。

(ウ) 公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、概ね適切に対応されていると判断された。

しかし、責任者不在時の連絡体制については、マニュアルのさらなる周知徹底が必要である。

また、妊娠・出産に関する悩み相談に関する統計データについては、その評価・分析がより充実できるよう慈恵病院、熊本市、熊本県の三者の分類項目を統一するよう指摘し、平成20年1月から実施された。

2 利用状況の公表

ゆりかごの利用状況については、児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため「特定の個人が識別され得る情報」の範囲の検討を慎重に行うことに留意しつつ、多くの人々による社会的検証の必要性を考慮し、可能な限り公表することが望ましいとの基本的考え方のもと、当部会において公表項目について検討を行い結論を得た。

3 専門部会で述べられた主な意見

- ・「ゆりかご」の運用を契機とする妊娠・出産に関する相談業務の充実には目を見張るものがあり、その社会的効果は大いに評価できるものである。
- ・「ゆりかご」に預けられた子どもの内には、肌着やオムツなどの着衣以外にも父母等からの手紙などが託された事例もあり、「ゆりかご」を利用するに至った親の苦悩が押し量られるものであった。
- ・「ゆりかご」に預けられた子どものその後についての公表は、市の情報公開条例により「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る」個人情報是不開示情報であり、加えて「子どもの人権を守る」観点などの事由からすべきでない。
- ・預けられた子どもは、児童福祉法上の「要保護児童」として熊本県中央児童相談所に届けられ、その後、親に引き取られた1ケース以外は、全ての子ども達が児童福祉法に則った社会的養護を受け、子ども達の健全な成長を地域でも暖かく見守っていただきたいことを要望する。
- ・「ゆりかご」が社会的セーフティネットの一つとして機能するためには、今後も利用状況の見守りとデータ分析並びに継続的な検証が不可欠である。
また、社会的な背景や制度的な課題の整理については、中期的検証会議において検証が進められており、国に対する要望や社会福祉・児童福祉に関する関係者への提言等についても、慎重に審議されることを望むものである。